

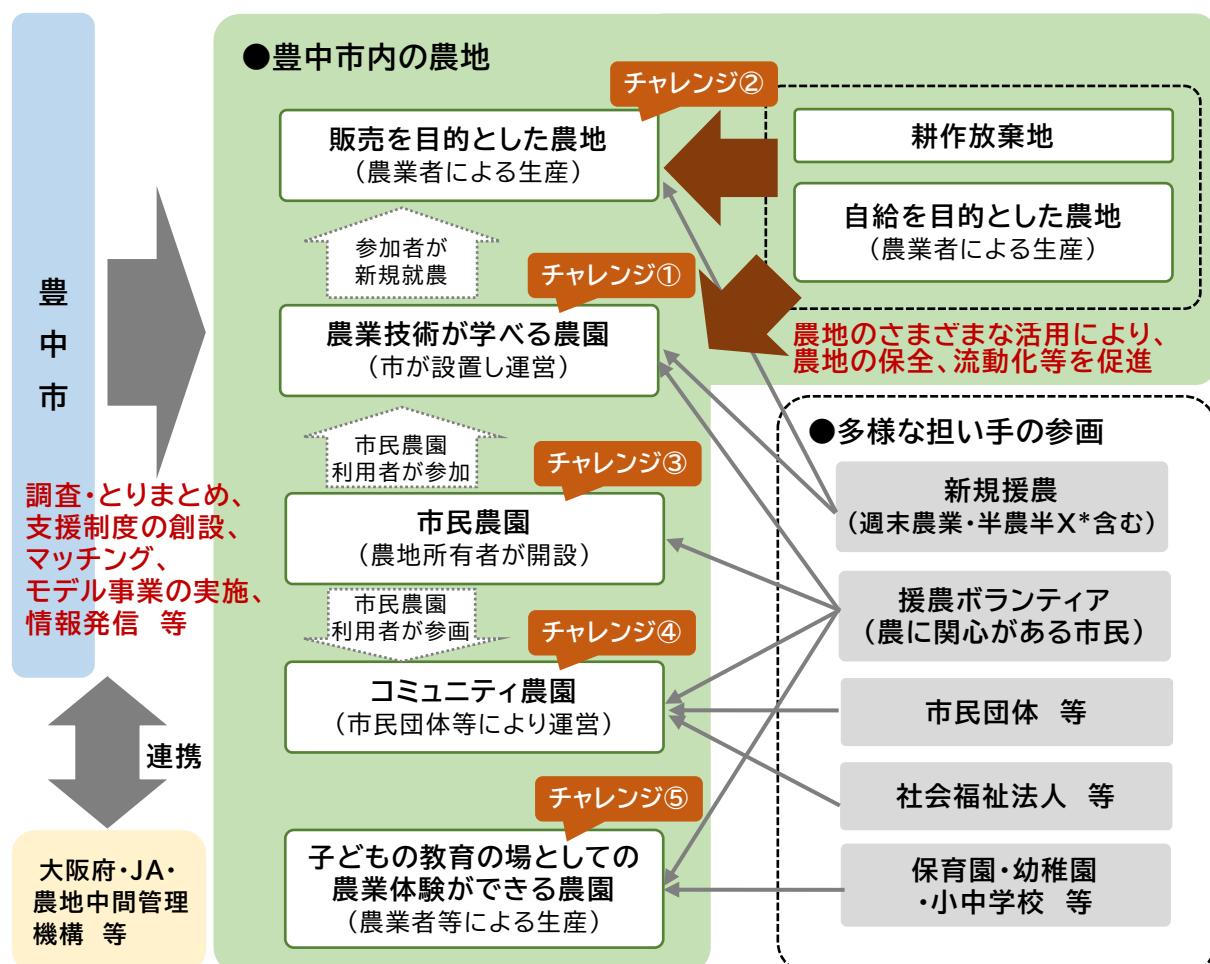
3 チャレンジプロジェクト

「2 具体的な施策」のうち、本計画に基づく取組を先導するものとして、5つのプロジェクトを立ち上げ、チャレンジプロジェクトとして展開します。

特に、本市の特徴を生かし、これまでの枠組みに捉われず、多様な担い手や取組による農地の保全・活用を図ります。

なお、チャレンジプロジェクトの推進にあたっては、農業者をはじめとする関係者の意向を把握するとともに、各プロジェクトを連動させながら、試行実施→事業の創出をめざします。

豊中農業の推進とチャレンジプロジェクトの関係



チャレンジ①

「新規就農希望者等の育成＆農地のマッチング」の仕組みづくりプロジェクト

■背景・現況

- ・平成30年度(2018年度)都市農地貸借法の制定により、生産緑地の貸借が可能となつた。
- ・本市では、令和3年度(2021年度)より体験農園を設置しており、就農に興味関心がある利用者に対しては、農業技術の獲得支援や朝市での販売サポート等を行っている。
- ・また、市内には、市内農業者の農作業を長年サポートされている市民(農作業のスキルや経験が一定ある市民)が一定数いると考えられる。
- ・さらには、アンケート調査結果では、市民農園の利用者(回答者)のうち約9割は継続的な利用を希望し、現在の区画(15 m²)を拡げて栽培したい利用者が半数程度いる(就農したい方は約1割)。
- ・その他にも、例えば、週末農業や半農半Xを実施したいニーズは一定あると考えられる(市内の新規就農者にも半農半Xで農業を行っている方がいる)。
- ・都市農地貸借法により、生産緑地の貸借が行いやすくなっているが、農業者に十分な情報が届いてなく、生産緑地の貸借(あるいは農地の貸借)に対しては慎重な農業者が多い。

■目的

- ・新規就農希望者を確保・育成するためのステップ作り
- ・農地貸借や活用に向けた情報提供
- ・市窓口による農地の円滑な貸借(就農希望者や意欲的な農業者に対する農地のマッチング)

■取組展開

①新規就農希望者等のニーズ把握

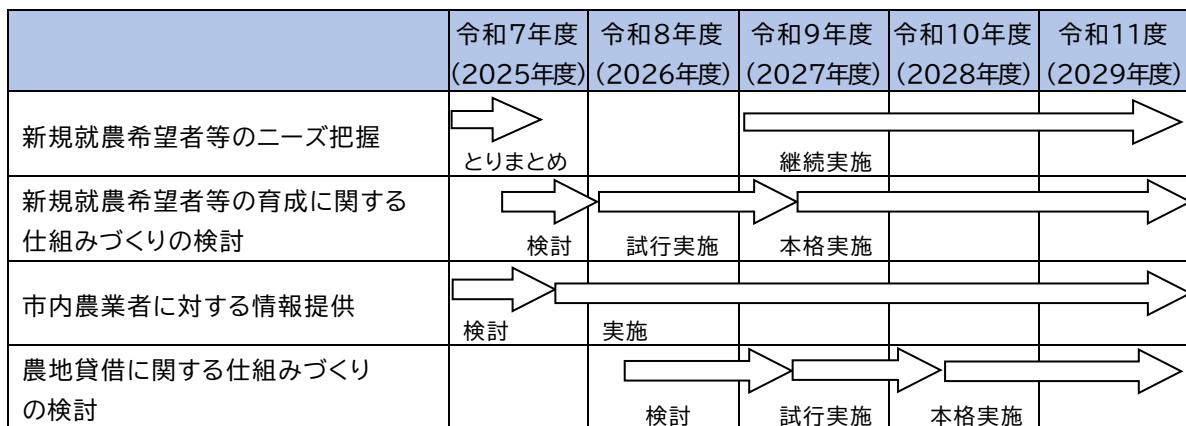
(例:市内農地での農作業を手伝っている市民、市民農園利用者へのヒアリングなど)

②現在の体験農園事業をベースとした新規就農希望者等の育成に向けた仕組みづくり
(例:農業技術が学べる農園のプログラム化などのスキーム検討)

③さまざまな機会における市内農業者に対する都市農地制度の情報提供

④農地貸借に関する情報の一元的な把握、マッチングさせる仕組みの検討

■スケジュール



■対応する施策

- ・1-1-② 農地利用の最適化推進
- ・1-1-④ 週末農業・農業ボランティアなど農地所有者以外による農地の保全・活用
- ・2-2-③ 都市農地の貸借円滑化

(関連する施策)

- ・1-1-① 農地保全に向けた農地所有者への情報提供
- ・1-2-② 農業経営者協議会等との連携推進
- ・2-2-② 生産緑地・特定生産緑地の制度周知と指定
- ・3-1-① 豊中農業・農地に関する市民への啓発

チャレンジ②

市内事業者による豊中市産農産物の利活用プロジェクト

■背景・現況

- ・市内の農業者は、自給的農家が多い状況であり、販売へのハードルとして、売り先の情報(市内事業者のニーズ等)の不足、出荷手間(袋詰めや流通負担)などが想定される。
※自給的農家には無農薬栽培が多く、安心・安全、新鮮などの長所がある。
- ・市内の農業者にとって、販路が生まれることは、農作業に対するモチベーション向上(農地の維持)、市民や事業者への豊中農業への理解などの効果が期待できる。
- ・市内には消費者となる市民(約40万人)をはじめ、市内の食品製造業や飲食店では、豊中市産農産物を仕入れて、付加価値を付けて販売したい事業者が一定いるなどのマーケットがあり、豊中市産農産物に対する多くの需要がある。
※小ロット(生産できた量)でも仕入れたい事業者も少なくない。
※農業者と事業者が知り合う機会は少なく、農業祭や産業フェアなどでも、農業者と事業者の交流はほとんど行われていない。
- ・また、「マーケットが近いこと」が強みであるため、
 - ・軒先での販売(コインロッカーの設置、購入者が直接収穫等)、
 - ・近隣飲食店との連携(原材料としての利用だけでなく店頭販売等)、
 - ・流通の負担軽減(コンテナによる少量出荷、配達を担える方との連携等)、
 - ・その他、新しい取組(オーナー制度、CSA*等)など、豊中農業の強みを生かした取組展開が考えられる。
- ・まずはモデル的にマッチングを実現することを目標とし、農業者や事業者との情報交換を密にし、ニーズやシーズ*の把握に努める。

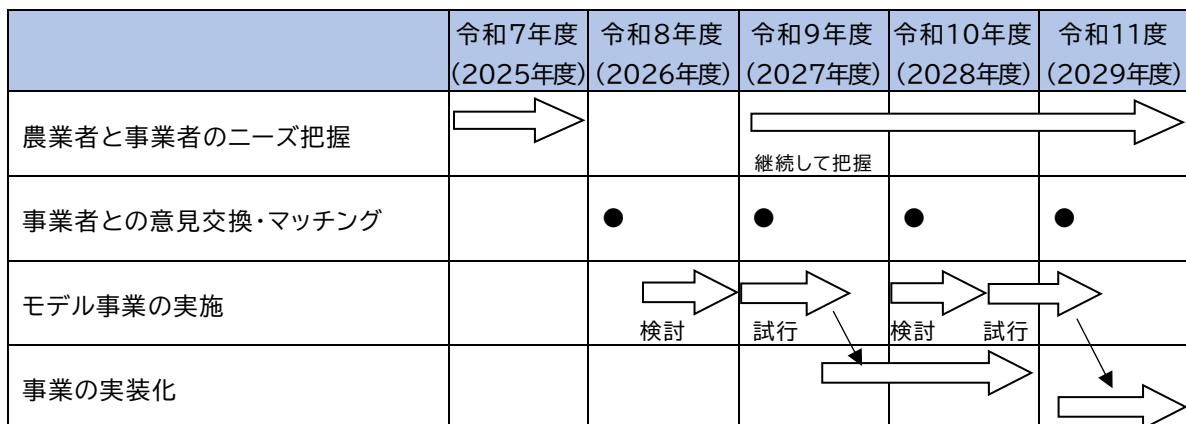
■目的

- ・自給的農家の所得向上(販売農家への移行)
- ・農地の保全・活用
- ・市内事業者による豊中市産農産物の利活用

■取組展開

- ①農業者と事業者のニーズ把握
(例:品目、流通・販売方法等の検討)
- ②事業者との意見交換・マッチング
- ③モデル事業の実施
(例:試験的な栽培・流通・販売、支援施策の検討 等)
- ④事業の実装化
(例:農業者や事業者への情報発信、支援施策の推進、他地域への展開 等)

■スケジュール



■対応する施策

- ・1-2-① 市内事業者による豊中市産農産物の利活用
- ・1-1-④ 週末農業・農業ボランティアなど農地所有者以外による農地の保全・活用

(関連する施策)

- ・1-1-③ 栽培技術の向上に向けた取組支援
- ・1-2-② 農業経営者協議会等との連携推進
- ・1-2-③ 農業用器具等の導入支援
- ・3-1-① 豊中農業・農地に関する市民への啓発
- ・3-1-② 豊中市産農産物の購入機会の拡大
- ・3-1-④ 新鮮で安全な農産物の提供と地産地消の推進

プロジェクト③

持続可能な市民農園の運営支援＆新規開設支援プロジェクト

■背景・現況

- ・本市の市民農園は、定員を超える申し込みがあり、市民の利用ニーズは高いが、市民農園は減少傾向にある。
※令和元年度(2019年度)21か所→令和6年度(2024年度)19か所
- ・本市の市民農園の多くは、農園開設から約30年が経過し、オーナーの高齢化が進んでおり、管理業務の負担感が増している。
- ・平成30年度(2018年度)の都市農地貸借法の制定により、自ら所有する農地において特定農地貸付けにより市民農園を開設しても納税猶予が継続することになり、制度上は生産緑地を市民農園として活用しやすくなっている。
- ・市民農園は都市農地の保全・活用のために有効な手法であるが、市民農園の開設時のコストや管理運営の不安などから、「新たに市民農園を開設したい」と考える農業者に二の足を踏ませている。

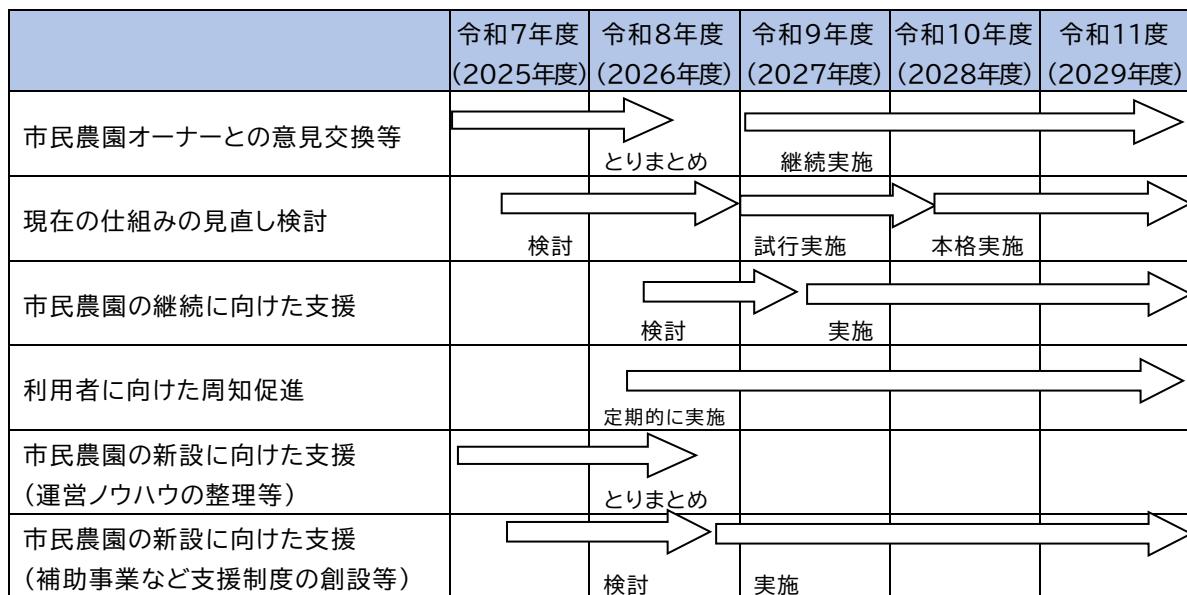
■目的

- ・持続可能な市民農園運営の仕組みづくりと継続率の向上
- ・都市農地の保全・活用の推進
- ・農を楽しむ市民の増加(利用ニーズへの対応)

■取組展開

- ①「市民農園オーナー会議」開催による、課題把握と継続意向調査の実施
- ②現在の仕組みの見直し検討
(例:区画を拡げる、道具置き場の設置、定期的な講習会の実施等)
- ③市民農園を継続的に運営していくための運営費の一部を支援
(例:2年ごとに行う区画の整備等に必要な費用の一部支援等)
- ④利用者に向けたマナー向上のための周知促進(定期的な連絡等)
- ⑤新規に市民農園開設を考える農業者に向けた運営ノウハウを提供
(例:ベテランの市民農園オーナーから、管理運営に関するノウハウや負担(作業、時間、コスト等)を聞き取り、新たに市民農園を開設したい農業者に伝え不安を解消する(手引きの作成)等)
- ⑥市民農園の新規開設にかかる費用の一部支援(水道の敷設等)

■スケジュール



■対応する施策

・3-2-① 市民農園の整備・運営支援

(関連する施策)

- ・1-1-① 農地保全に向けた農地所有者への情報提供
- ・2-2-② 生産緑地・特定生産緑地の制度周知と指定
- ・2-2-③ 都市農地の貸借円滑化
- ・3-1-① 豊中農業・農地に関する市民への啓発

プロジェクト④

「新しいコミュニティ農園」のモデルづくりプロジェクト

■背景・現況

- ・平成30年度(2018年度)の都市農地貸借法の制定により、生産緑地の貸借が可能となつた。
- ・市内には、数多くの市民団体があり、子どもや食育など、さまざまな分野で熱心な活動が行われており、地元農産物や農地を活用したい意向を持つ市民団体が存在する。
- ・農業(農作業)は、介護予防のプログラムや障がい者雇用の場として行われることも多く、市内においても取組が拡がりつつある(例:廃校を活用したきのこ栽培による障がい者雇用の促進等)。
- ・また、デイサービスなどを行う社会福祉法人等では、利用者の参加意欲が高まるプログラムづくりが重要であり、その1つとして農作業があげられる。農作業は、高齢者の生きがいや介護予防、リハビリとして、今後も注目がさらに高まることが予想される。
- ・本市では、「とよなか夢基金助成事業」や「協働事業市民提案制度」を創設しており、市民活動団体が実施したいことを応援する仕組みがある。
- ・本市では、**学校給食の調理くずや食べ残しに街路樹などの剪定枝を混合させた堆肥「とよっぴー」**を製造する堆肥化事業を行っており、農業体験圃場では市民を巻き込んだ環境学習等の取組を行っている。
- ・近年は、従来型の市民農園とは異なり、農家に限らない多様な主体が運営し、地域交流や環境学習、食育の場として農地を活用する「コミュニティ農園」が注目されている。

※テーマの例:健康づくり、仲間づくり、福祉事業食の循環、SDGs、子ども食堂* 等

■目的

- ・市民活動団体等と連携した農地の保全・活用
- ・都市農地の新たな活用方法の創出(将来的には、従来の市民農園と並ぶ農地保全の新たな手法として確立・普及を目指す)
- ・「とよっぴー」を核とした市民への豊中農業の理解醸成

■取組展開

- ①農や食をテーマに活動する市民活動団体等のニーズ把握
(例:コミュニティ政策課、公園みどり推進課、健康推進課、教育委員会等とも連携した市民活動団体へのサウンディング調査等)
- ②市民活動団体等を核とした新しいコミュニティ農園の検討
(例:本市における「コミュニティ農園」の定義検討、モデルスキームの検討、農業者や関係者とのマッチング、助成事業の活用や創設等)
- ③新しいコミュニティ農園のモデル実施

■スケジュール

| | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) | 令和10年度 (2028年度) | 令和11年度 (2029年度) |
|--|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 市民活動団体等のニーズ把握 | → とりまとめ | | → 継続実施 | | → |
| 新しいコミュニティ農園の検討 | → 検討 | → 試行実施 | → 本格実施 | | |
| 新しいコミュニティ農園の設置に 向けた支援 (補助事業など支援制度の創設等) | → 検討 | → 実施 | | | |

■対応する施策

・3-2-② 市民団体等と連携したコミュニティ農園の創出

(関連する施策)

- ・1-1-① 農地保全に向けた農地所有者への情報提供
- ・1-1-② 農地利用の最適化推進【新規】
- ・1-1-④ 週末農業・農業ボランティアなど農地所有者以外による農地の保全・活用
- ・2-1-① 社会福祉施設・市民団体等における農作業プログラムの推進
- ・2-1-② 農地の有効活用・景観形成及び市民が自然とふれあう機会等の多面的機能の維持・向上
- ・2-2-② 生産緑地・特定生産緑地の制度周知と指定
- ・2-2-③ 都市農地の貸借円滑化
- ・3-1-① 豊中農業・農地に関する市民への啓発
- ・3-1-⑥ とよっぴー(堆肥)・大阪工コ農産物を活用した取組の推進
- ・3-2-③ 田植え・稻刈り、さつまいも栽培等の農業体験の推進

*コミュニティ農園のイメージ(提供するサービスの例)

①参加者のコミュニティ形成サポート

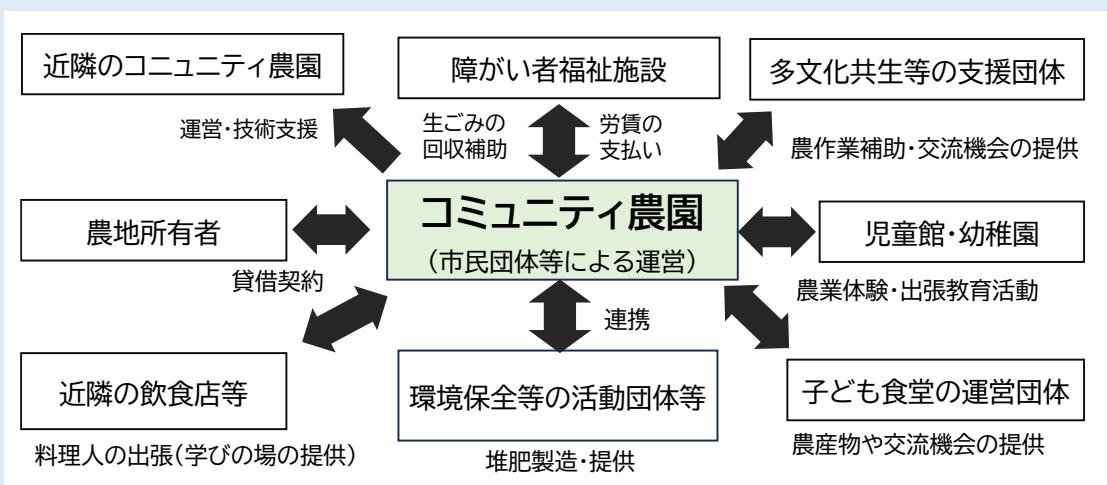
- ・参加者どうしが協力しあって野菜栽培やイベント活動などができる場づくりやコミュニケーションの促進を積極的に行う。
- ・例えば、1つの区画に対して複数人が協力しあい、お互いの知識や時間を出し合いながら野菜の栽培を行うなど。

②農、食、環境、ものづくりの学びの機会の提供

- ・地域内外の様々な分野の専門家と連携し、より高度な学びや経験を習得できる機会を提供する。
- ・例えば、地元の料理人などを交え、食に関する専門的な学びの場を提供するなど。

③地域と連携し、福祉・教育的な農園の活用

- ・例えば、地域の町内会や医療・福祉事業者と連携し、高齢者の居場所づくり、子ども食堂や子ども向けの農園体験教室、障がい者向けの農園貸出に取り組むなど。



※上記図はイメージであり、運営者や関係者による推進を図ります

プロジェクト⑤

農業体験が身近でできるまちづくりプロジェクト

■背景・現況

- ・市内では、農業者と保育園・幼稚園が連携したさつまいも堀り、小学校と農業者や地域が連携した田植えや稻刈り体験などが行われている。
- ・特に、さつまいもは、生産面での負担が少なく、体験者の満足度も高いことから、拡大が図れる可能性がある。
- ・また、小・中学校においては、「食に関する指導の全体計画」を年度ごとに立案することが定められており、食育体験として食に関する取組が各学校で促進される動きがある。
- ・また、農業体験(収穫体験)に参加したい市民は多く、ニーズが高いことが推察される。
- ・農業者が農地を維持するためには、「農地周辺の住民の農業に対する理解を得ること」が重要であり、農業者と地域住民の交流の重要性が増している。

■目的

- ・農業体験(収穫体験)による農地の保全・活用
- ・各学校における食に関する取組の推進
- ・地域住民の農業への理解の醸成と農業者が農業を継続しやすい環境づくり
- ・市内農産物の販売機会の拡大と地産地消の推進

■取組展開

※生産品目は、「さつまいも」を核として推進を図る

- ①さつまいも堀り体験に関する負担、収穫体験時のポイント等に関する情報発信
(例:農業者と学校側の役割分担、準備物、安全管理等を手引きや事例集として整理し負担や収益等見える化する、実施団体どうしの情報交換会の開催)
- ②新たに農業体験(収穫体験)に取り組む農業者に対する支援
(例:農業者が新たにさつまいも堀りに取り組む場合に、苗代の一部を支援する)
- ③市内で農業体験(収穫体験)に取り組む農業者に関する積極的な情報発信
(例:市広報誌、ホームページ、市内農業体験(収穫体験)マップの作成等)
- ④さつまいも堀りを実施したい保育園・幼稚園、小学校等と農業者、あるいはサポーターとのマッチング

■スケジュール

| | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) | 令和10年度 (2028年度) | 令和11度 (2029年度) |
|---------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| さつまいも掘り体験に関する調査・意見交換・とりまとめ・情報発信 | | | | | |
| 支援制度などの検討 | | | | | |
| 市内で取り組む農業者に関する情報発信 | | | | | |
| 保育園・幼稚園、小学校等とのマッチング | | | | | |

■対応する施策

- ・3-2-③ 田植え・稲刈り、さつまいも栽培等の農業体験の推進

(関連する施策)

- ・1-1-④ 週末農業・農業ボランティアなど農地所有者以外による農地の保全・活用
- ・2-1-① 社会福祉施設・市民団体等における農作業プログラムの推進
- ・2-1-② 農地の有効活用・景観形成及び市民が自然とふれあう機会等の多面的機能の維持・向上
- ・2-2-② 生産緑地・特定生産緑地の制度周知と指定
- ・2-2-③ 都市農地の貸借円滑化
- ・3-1-① 豊中農業・農地に関する市民への啓発
- ・3-1-③ 学校給食での豊中市産農産物の利用促進
- ・3-1-④ 新鮮で安全な農産物の提供と地産地消の推進
- ・3-1-⑥ とよっぴー(堆肥)・大阪工コ農産物を活用した取組の推進
- ・3-2-② 市民団体等と連携したコミュニティ農園の創出